

北九州－大連線グループ旅行奨励金交付要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、北九州空港利用促進連絡会（以下「連絡会」という。）が、中国東方航空が就航する北九州－大連線を利用するグループに対して、グループ旅行奨励金（以下「奨励金」という。）を交付することで、同路線の利用促進を図ることを目的とする。

(奨励金の対象となる路線及び奨励金額等)

第2条 奨励金の交付の対象となる事業の内容（実施時期、奨励金額等）については、社会情勢、航空会社の状況、路線の利用率の動向等を総合的に勘案し、連絡会会長（以下「会長」という。）が適宜決定し、都度、実施要領を定めるものとする。

(奨励金の交付対象)

第3条 この要綱で定める奨励金の交付を受けることができる者は、次の各号の全てに該当する者とする。

(1) 中国東方航空が就航する北九州－大連線を利用する者のうち、4名以上でかつ全員同じ便で往復利用するグループの者であること

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員若しくは同条第2号に規定する暴力団と密接な関係を有する者でないこと

2 次の各号のいずれかに該当する者は、交付を受けることができないものとする。

(1) 国又は地方公共団体が、経費の全部又は一部を負担して、所属する公務員を対象として実施又は主催するもの

(2) 国又は地方公共団体が、事業参加者の経費の全部又は一部を負担して実施又は主催するもの

(3) 国又は地方公共団体が、他の団体に業務を委託して前号と同様に実施又は主催するもの

(4) その他会長が不相当と認めるもの

(当該旅行の報告及び奨励金の交付申請)

第4条 奨励金の交付申請をしようとするグループの代表者（以下「申請者」という。）は、当該旅行の復路搭乗日の翌日から30日以内に、郵送又は持参により奨励金交付申請書を会長に提出し、当該旅行の報告をしなければならない。

2 前項の奨励金交付申請書には、次の各号に掲げる添付書類を全て添付しなければならない。

(1) 往路・復路両方の搭乗券の半券や搭乗証明書など搭乗したことがわかるものの原本

(2) 参加者名簿

(3) その他会長が必要と認めるもの

(奨励金の交付)

第5条 会長は、申請者から前条に規定する報告及び申請を受けた場合は、その内容について審査し、要綱の規定に適合すると認めた場合は、予算の範囲内で奨励金を代表者に対し交付する。

2 会長は、制度期間中の奨励金の総額が予算の範囲を超える場合は、予告なく制度を終了することができるものとする。

(奨励金の交付申請の受付の取消し)

第6条 会長は、第4条で規定する奨励金の交付申請を受け付けた者が次の各号のいずれかに該当する場合には、奨励金の交付申請の受付の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により奨励金の交付を受けたとき

(2) 第3条で規定する奨励金の交付対象ではないことが判明したとき

(3) その他奨励金の交付申請の受付内容またはこれに付した条件その他法令またはこの要綱に基づく会長の指示に違反したとき

(奨励金の返還)

第7条 会長は、奨励金の交付申請の受付を取り消した場合において、奨励金の当該取消しに係る部分に関し、すでに奨励金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとし、申請者は期限までに返還しなければならない。

(免責規定)

第8条 会長は、第6条に基づく取消し及び第7条に基づく返還により生じた損害について、賠償の責めを負わないものとする。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については会長が定める。

付 則

この要綱は、令和元年9月1日から施行する。